

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和5年度
計画主体	佐用町

## 佐用町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 農林振興課農林土木整備室  
所在地 兵庫県佐用郡佐用町佐用 2611-1  
電話番号 0790-82-0667  
FAX番号 0790-82-0017  
メールアドレス norinshinko@town.sayo.lg.jp

## 佐用町鳥獣被害防止計画 目次

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域	1
2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針	1
(1) 被害の現状（令和4年度）	1
(2) 被害の傾向	1
(3) 被害の軽減目標	3
(4) 従来講じてきた被害防止対策	3
(5) 今後の取組方針	5
3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項	7
(1) 対象鳥獣の捕獲体制	7
(2) その他捕獲に関する取組	7
(3) 対象鳥獣の捕獲計画	8
(4) 許可権限委譲事項	10
4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項	10
(1) 侵入防止柵の整備計画	10
(2) その他被害防止に関する取組	11
5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項	12
(1) 関係機関等の役割	12
(2) 緊急時の連絡体制	13
6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項	13
7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その他有効な利用に関する事項	13
8. 被害防止施策の実施体制に関する事項	14
(1) 被害防止対策協議会に関する事項	14
(2) 関係機関に関する事項	15
(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項	15
(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項	15
9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項	15

## 1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、ヌートリア、アライグマ、ツキノワグマ、アナグマ、ハクビシン、タヌキ、イタチ、テン、鳥類（カワウ、カラス）
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	兵庫県佐用郡佐用町

## 2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

### (1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
ニホンジカ	水稻・大豆・枝豆・ヒノキ等	5.5ha	4,281千円
イノシシ	水稻・大豆・枝豆	3.6ha	3,652千円
ニホンザル	水稻・野菜・柿	—	—
ヌートリア	野菜	—	—
アライグマ	ブドウ・野菜	—	—
ツキノワグマ	柿、ミツバチ巣箱	—	—
アナグマ	野菜・柿	—	—
ハクビシン	柿・野菜	—	—
タヌキ	野菜	—	—
イタチ	野菜	—	—
テン	野菜	—	—
鳥類（カワウ、カラス）	果樹、豆類等	—	—

※鳥獣による農林業被害調査（令和4年度分）

ニホンザル、ヌートリア、アライグマ、ツキノワグマ、アナグマ、ハクビシン、タヌキ、イタチ、テンによる被害については、被害数値の記載はないが、自家消費(家庭菜園)における被害報告は多数あり。

### (2) 被害の傾向

全体的に被害数値は減少しているが、これには獣害被害によって耕作意欲の減退により耕作放棄し、休耕田が増加していることも関係している。

#### ○ニホンジカ

初夏から秋にかけて町内全域で発生しており、特に、水稻への被害が大きい。

造林木への角のこすり被害、皮剥ぎ被害や道路への出没による交通事故

も発生している。

○イノシシ

イノシシによる被害は春先の筍の掘り起こしに始まり、8月から10月にかけては水稻や野菜等への食害が甚大である。

農作物以外にも、ミミズ等の捕食による農地、農業用施設等の掘り起こし被害が町内全域で発生している。

○ニホンザル

ニホンザルによる被害は春から秋にかけて北部の地域を中心に発生しており、野菜（サツモイモ、かぼちゃ、スイカ等）、果樹（柿、ビワ等）への被害が発生している。

特に近年は、餌付け群から派生した20頭ほどの派生群が北部の一部集落において、甚大な被害を受け、耕作意欲がなくなり耕作放棄が相次ぎ、集落単位で休耕田が増加している。

○ヌートリア

ヌートリアによる被害は河川沿いの地域で夏から秋にかけて、水稻や野菜（かぼちゃ、スイカ）の被害が発生している。

○アライグマ

アライグマによる被害は現在のところ大きくはないが、南東部ではブドウ園への被害が発生している。近隣市町の被害状況から推測して、今後増大することが懸念される。p

○ツキノワグマ

ツキノワグマによる被害は柿、ミツバチ巣箱が報告されている。近年は散歩中の人身事故や、人家敷地内での居座り、飼い犬死傷被害など農作物被害だけでなく、人里での大きな事故が発生している。

さらに、人口減少などによる里山の消失、ドングリなどの凶作年における行動範囲の拡大により、人里への出没による精神的被害も懸念される。

○アナグマ、ハクビシン、タヌキ、イタチ、テン

アナグマ、タヌキによる被害は大きくはないが町内一円で野菜類への被害が発生している。ハクビシンによる被害は主に果樹への被害が発生している。また、イタチについては、家屋への進入による建物への被害が発生している。

○鳥類（カワウ、カラス）

カワウは、千種川、佐用川水域で確認されており、アユ等の放流稚魚の水産物被害が発生している。

カラスは生息数の増加により町内の果樹や野菜等の農産物被害をはじめ、巣作りの時期には、送電線の漏電被害が発生している。

鳥獣被害の推移

鳥獣名	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
ニホンジカ	3.1ha	3,271千円	3.1ha	2,739千円	5.5ha	4,281千円

イノシシ	6.2ha	6,541千円	7.4ha	6,637千円	3.6ha	3,652千円
ニホンザル	—	—	—	—	—	—
ヌートリア	—	—	—	—	—	—
アライグマ	—	—	—	—	—	—
ツキノワグマ	—	—	—	—	—	—
アナグマ	—	—	—	—	—	—
ハクビシン	—	—	—	—	—	—
タヌキ	—	—	—	—	—	—
イタチ	—	—	—	—	—	—
テン	—	—	—	—	—	—
鳥類(カワウ、カラス)	—	—	—	—	—	—

※自家消費作物被害は計上していない

※鳥獣による農林業被害調査参照

### (3) 被害の軽減目標

指標	現状値 (令和4年度)		目標値 (令和8年度)	
ニホンジカ	5.5ha	4,281千円	5.0ha	3,853千円
イノシシ	3.6ha	3,652千円	3.3ha	3,287千円
ニホンザル	—	—	—	—
ヌートリア	—	—	—	—
アライグマ	—	—	—	—
ツキノワグマ	—	—	—	—
アナグマ	—	—	—	—
ハクビシン	—	—	—	—
タヌキ	—	—	—	—
イタチ	—	—	—	—
テン	—	—	—	—
鳥類(カワウ、カラス)	—	—	—	—

※目標 10%減

### (4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に	・ 猟友会のメンバーを中心とした捕獲体制を整備 (12班のべ130名)	・ 猟友会員の高齢化による、今後の捕獲活動の継続に懸念 ・ 銃刀法の改正による猟銃所持許可

<p>関する取組</p> <p>捕獲等に関する取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲の担い手確保対策として狩猟免許取得に係る経費の一部を助成</li> <li>・佐用町鳥獣被害防止対策協議会では、大型獣捕獲用檻(53基、48集落)を集落・農会に貸し出して捕獲を推進し中型動物用捕獲檻も9基購入し、個人に貸し出している</li> <li>・森林動物センターによるニホンザル餌付け群の個体数管理</li> <li>・鳥類については、千種川漁協組合や自治会、関西電力からの捕獲要望により、捕獲班と調整し実施</li> </ul>	<p>の更新手続きの負担が増加しており、銃猟免許所持者の減少の一因となっている</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機動的な捕獲活動の担い手となる銃猟免許所持者の増加を図る必要がある</li> <li>・集落周辺の加害個体を捕獲するため集落主体で捕獲に取り組む必要がある</li> <li>・ニホンザル（派生群）のメスに取り付けた発信機が電池切れにより、受信が途絶えて、令和2年度以降、個体数管理ができていない</li> </ul>
<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣からの農作物被害を未然に防止するため、自治会や農会が共同で設置する侵入防止柵の資材費に対する補助を町単独事業で行っている（令和4年度までの総延長約849km）</li> <li>・正しい知識を地域に普及し、地域ぐるみで鳥獣対策を実施できる体制づくりとして、モデル地区を設定し、専門家による勉強会や集落フェンス等の点検会を実施</li> <li>・ニホンザルの出没に対しては鳥獣被害対策実施隊による、花火、轟音玉等による追い払いを実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防護柵は設置して終わりではなく定期的な点検・補修が被害軽減には大切であり、集落で防護柵の維持管理体制づくりが課題</li> <li>・集落が主体となった追い払い活動や、追い払いの集落間連携など、効果的な追い払い活動の体制整備が課題</li> </ul>
<p>生息環境管理に関する取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人と野生動物との棲み分けにも有効な森林・山村多面的機能発揮対策事業（7団体）により自発的に活動する地域住民を支援</li> <li>・放任果樹や生ゴミの放置は、ニホンザルやツキノワグマをはじめ、鳥獣の誘因物となるため、防災無線や広報誌で呼びかけ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・獣害の多い全域に取組を広めて行く必要がある</li> <li>・高齢者世帯や地主不在等の理由により誘引物の除去が徹底されておらず、獣害対策についての地域学習会等の必要性が高まってきている。</li> </ul>

	を行い、鳥獣被害対策実施隊員による放任果樹の伐採も実施	
--	-----------------------------	--

・捕獲実績（有害・狩猟）

対象鳥獣	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	有害	狩猟	有害	狩猟	有害	狩猟
ニホンジカ	1,063頭	1,822頭	963頭	1,993頭	736頭	1,349頭
イノシシ	192頭	302頭	172頭	300頭	103頭	279頭
ニホンザル	—	—	—	—	—	—
ヌートリア	—	—	—	—	—	—
アライグマ	—	—	—	—	—	—
ツキノワグマ	—	—	—	—	—	—
アナグマ	—	—	—	—	9頭	—
ハクビシン	—	—	—	—	—	—
タヌキ	—	—	—	—	—	—
イタチ	—	—	—	—	—	—
テン	—	—	—	—	—	—
鳥類（カワウ、カラス）	—	—	—	—	—	—

※町内で捕獲報告された数値

・防護柵設置状況

	～令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
町補助事業	813,000m	15,593m	9,174m	12,068m
県補助事業		—	—	—

（5）今後の取組方針

今後は、ICT技術も活用した効果的な防護柵の設置や、加害個体を効果的に捕獲できる捕獲体制の充実を図る。

また、地域住民に鳥獣の生態等を周知し、放任果樹や屋外での廃棄野菜・生ごみの放置の危険性等の理解を深め、必要に応じて集落全体による継続した追い払い活動で、鳥獣を寄せ付けない集落づくりを推進する。

さらに、設置した防護柵や捕獲檻を効果的に活用するために、定期的な点検・補修による適切な防護柵の維持管理の実施や、捕獲檻の設置場所の検討を行い、設置効果がなかった場合はその原因究明を行う。

住民主体・地域ぐるみの鳥獣害対策や、鳥獣害対策をきっかけとした地域活性化において実績のある自治体と連携し、そのノウハウやネットワークを導入することで、鳥獣害対策の課題解決や持続的発展を図る。

また、住民参画型森林整備や森林・山村多面的機能発揮対策事業に自発的に取り組む地域住民やボランティアを支援し、木の枝打ちや下草刈り、パトロールを継続して行うことで、人と鳥獣との棲み分けを図る。

実施した鳥獣対策の効果を把握するために、鳥獣対策実施前後にアンケート調査や個体数調査を行う等のモニタリング調査に協力する。

また、県が三木市吉川町で整備を進める「兵庫県立総合射撃場」において、銃猟及びわな猟による捕獲従事者の育成確保や捕獲技術の向上を進める。

#### ○ニホンジカ、イノシシ

兵庫県第二種特定鳥獣管理計画(第3期ニホンジカ・第3期イノシシ)との整合を図りながら、年間を通じてできる限り捕獲活動を実施し個体数の調整を図る。また、自治会や農会と連携して防護柵の設置と捕獲檻による加害個体の捕獲活動を引き続き実施する。

また、獣害に強い集落づくりとして、獣害対策勉強会を実施し、集落主体で農作物を獣害から守る体制をつくる。

アジアの各国でアフリカ豚熱 (ASF) の発生が確認されており国内への侵入リスクが高まっていることから、狩猟関係者や入山者等に以下の注意喚起を行う。

- ① 肉等を含む食品及びその容器包装を野外で廃棄しないこと
- ② 海外の土等の付着した靴、器具等を野外で使用しないこと
- ③ 家畜飼養農場や畜産関係施設に近寄らないこと及び立ち入らないこと
- ④ 野生いのしし対策の罟や柵がある場所に近寄らないこと
- ⑤ 山林等への立入り及び退出の際の靴底の洗浄・消毒等の交差汚染防止対策を徹底すること

#### ○ニホンザル

集落全体での追い払い活動やサル用防護柵の設置を対策の基本として兵庫県第3期ニホンザル管理計画との整合を図りながら、銃器、捕獲檻による有害捕獲を実施する。特に派生群は、個体数管理を実施しながら特定の箇所には引き続き出沒を繰り返すことで甚大な被害を発生させる場合、積極的に群れ捕獲を実施する。

#### ○ヌートリア

外来生物法に基づく防除実施計画により、地域住民と協力し捕獲檻による有害捕獲を実施する。

#### ○アライグマ

外来生物法に基づく防除実施計画により、地域住民と協力し出沒を確認したすべての個体について、捕獲檻による有害捕獲を積極的に実施する。

#### ○ツキノワグマ

人里への出沒による生活・精神被害については、広報誌、SNS、防災無線放送等による注意喚起等により事故を未然に防止する。

また、追い払い活動を基本として実施するが、兵庫県ツキノワグマ管理

計画との整合を図りながら、特定の箇所に出没を繰り返すことで被害を発生させるおそれがある場合は、捕獲檻による有害捕獲を実施する。

○アナグマ、ハクビシン、タヌキ

野菜類等へ被害を発生させる個体は捕獲檻で捕獲する。

○イタチ、テン

家屋へ進入し被害を発生させる個体は捕獲檻で捕獲する。

○鳥類（カワウ、カラス）

自治会、漁業協同組合、電力送配電会社、猟友会との連携を図り、追い払いや迅速な捕獲を進め、被害低減を図る。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

対象鳥獣の捕獲は原則として猟友会へ依頼し、猟友会は、狩猟免許所持者の増加を促進させるとともに、集落内の捕獲檻の見回りや餌付けは集落住民も協力してもらい、捕獲体制の強化を図る

また、被害防除に迅速に対応できるよう被害報告等の連絡体制を強化する。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 6～8 年度	ニホンジカ  イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲器材を被害発生集落へ貸し出し捕獲を推進する</li> <li>・捕獲に必要な資機材（捕獲わな、ICT技術）の有効活用、集落主体のわなの運用・維持管理</li> <li>・狩猟免許の取得促進、新規担い手の育成</li> </ul>
	ニホンザル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ニホンザル管理計画に基づく個体数管理等を実施するため、兵庫県森林動物連携センターとの連携強化</li> <li>・餌付け群の活動状況や加害状況をモニタリングしながら、適切かつ効果的な捕獲を行う</li> <li>・派生群については集落と連携し、捕獲に必要な資機材（捕獲わな、ICT技術）の有効活用、集落主体のわなの運用・維持管理</li> <li>・追い払い資器材の支援</li> <li>・動物駆逐用煙火使用者の育成支援</li> </ul>
	ヌートリア、 アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生息地域に捕獲檻を設置し、捕獲</li> <li>・捕獲檻の貸出支援</li> </ul>
	ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の箇所に引き続き出没を繰り返すことで被害を発生させるおそれがある場合は、捕獲檻による必要最小限の捕獲を実施する。</li> </ul>

アナグマ、ハクビシン、タヌキ、イタチ、テン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害を発生させる場合は捕獲檻を設置し捕獲</li> <li>・捕獲檻の貸出支援</li> </ul>
鳥類（カワウ、カラス）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・猟友会との連携を強化し、スムーズな捕獲体制を構築する</li> </ul>

### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方				
<p>令和4年度における対象鳥獣の捕獲実績は、ニホンジカ2,085頭、イノシシ382頭、アナグマ9頭、ニホンザル、ツキノワグマ、ヌートリア、ハクビシン、アライグマ、イタチ、テン及び鳥類は、いずれも0頭である。</p>				
①ニホンジカ				
<p>兵庫県が策定する「ニホンジカ管理計画」の県全域における令和5年度の捕獲獲得目標は46,000頭とされており、「ニホンジカ管理計画 令和5年度事業実施計画」において、本町の目標頭数は3,678頭であるが、本町における過去3カ年の平均捕獲頭数が2,642頭であることから、現実的な捕獲目標として、過去3年間の平均から約10%増の2,900頭と設定する。</p>				
②イノシシ				
<p>本町における過去3カ年の平均捕獲頭数が449頭であることから、約10%増の500頭とする。</p>				
③ニホンザル				
<p>捕獲方法については、兵庫県が策定する「ニホンザル管理計画」に沿って、群れの加害レベルを考慮して選択することとしている。特に、餌付け群から派生した派生群については、繰り返し集落に出没し、加害レベルの高いものについては積極的に捕獲する。</p>				
④ヌートリア、アライグマ				
<p>特定外来生物に指定されているアライグマは、地域からの根絶が望ましいため、外来生物法による防除実施計画に基づき、可能な限り捕獲檻等で積極的に捕獲する。</p>				
⑤ツキノワグマ				
<p>兵庫県ツキノワグマ管理計画に基づき、被害発生防除対策を講じた上で出没対応基準に基づいた有害捕獲・学習放獣等を実施する。</p> <p>新たな対応として、人間とクマの軋轢を軽減させるためのゾーニングを設定し、集落近隣に出没するクマの有害捕獲の強化を図る</p> <p>県の管理計画に基づいて実施する必要があるため捕獲計画数は設定しない。</p>				
⑥アナグマ、ハクビシン、タヌキ、イタチ、テン				
<p>被害を発生させる個体を捕獲する。</p>				
⑦鳥類(カワウ、カラス)				
<p>被害を発生させる個体を捕獲する</p>				
対象鳥獣	捕獲計画数等			備考
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	

ニホンジカ	2,900頭	2,900頭	2,900頭	
イノシシ	500頭	500頭	500頭	
ニホンザル	派生群は個体数管理をしつつ、可能な限り捕獲			派生群は個体数管理
ヌートリア	可能な限り捕獲			
アライグマ	可能な限り捕獲			
ツキノワグマ	必要最小頭数			
アナグマ	可能な限り捕獲			
ハクビシン	可能な限り捕獲			
タヌキ	被害拡大を抑制する適正な捕獲			
イタチ	被害拡大を抑制する適正な捕獲			
テン	被害拡大を抑制する適正な捕獲			
鳥類（カワウ、カラス）	被害拡大を抑制する適正な捕獲			

捕獲等の取組内容	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・狩猟期間を除き、適正人員による銃器と適正数の捕獲檻の設置による有害鳥獣の捕獲を佐用町全域で実施し、適正な個体数管理を行う。</li> <li>・ただし、鳥獣保護区と特定猟具使用禁止区域(銃器)については、区域自治会と協議し捕獲を実施する。</li> </ul>	
ニホンジカ イノシシ	捕獲手段 : 捕獲檻、銃器 捕獲実施予定時期 : 狩猟期間以外 捕獲予定場所 : 町内全域
ニホンザル	捕獲手段 : 捕獲檻、囲いわな、銃器 捕獲実施予定時期 : 通年 捕獲予定場所 : 町内北部
ヌートリア アライグマ	捕獲手段 : 捕獲檻、銃器 捕獲実施予定時期 : 通年 捕獲予定場所 : 町内全域

ツキノワグマ	目撃や出没情報に応じて実施する。
アナグマ ハクビシン タヌキ イタチ テン	捕獲手段 : 捕獲檻、銃器 捕獲実施予定時期 : 通年 捕獲予定場所 : 町内全域
鳥類(カワウ、カラス)	捕獲手段 : 銃器、手捕獲 捕獲実施予定時期 : 通年 捕獲予定場所 : 町内全域

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取り組み内容
該当なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
佐用町全域	ニホンザル、アライグマ、ヌートリア、アナグマ、ハクビシン、タヌキ、イタチ、テン、鳥類(カワウ、カラス)

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

侵入防止柵(金網柵・ワイヤーメッシュ・電気柵・サル用複合柵)は、令和4年度までに約849kmの整備が完了し一定の被害防止効果が見られている。また、近年サル用複合柵の整備も進んでおり、一定の被害防止効果が見られている。

今後は各設置集落等に対し、既設の金網柵、サル用複合柵の維持管理手法等の普及啓発・指導による支援を行い、各集落等が柵の効果を維持できる体制を整備する。

引き続き野生動物による被害があるが侵入防止柵が未整備の集落には、被害発生や出没状況、地元住民の意向や維持管理等への意欲等の確認を行い、必要に応じて新たな整備計画を検討する。

対象鳥獣	整備内容		
	6年度	7年度	8年度
ニホンジカ・ イノシシ・ ニホンザル	電気柵 4,000m	電気柵 4,000m	電気柵 4,000m
	ワイヤーメッシュ柵 20,000m	ワイヤーメッシュ柵 20,000m	ワイヤーメッシュ柵 20,000m
	金網柵 1,000m	金網柵 1,000m	金網柵 1,000m
	サル用防護柵 2,000m	サル用防護柵 2,000m	サル用防護柵 2,000m

※電気柵:3~4段 ワイヤーメッシュ柵:H=1.0~2.0m 金網柵:H=1.8m を標準とする。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6 ～ 8年度	ニホンジカ イノシシ  ニホンジカ イノシシ	<p>ア 電気柵等の効果的な設置方法および安全対策の普及啓発・指導</p> <p>イ 情報収集および情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・兵庫県森林動物研究センターとの連携による対象鳥獣の生息動向の把握・住民意識・被害状況に関する情報収集・情報提供</li> <li>・センサーカメラ等ICT技術を用いた被害発生や柵の効果の把握、対象鳥獣の行動把握</li> </ul> <p>ウ 獣害に強い集落づくり(技術支援、技術指導等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集落点検・集落診断(里地里山の整備、耕作放棄地対策等の指導助言)の実施</li> <li>・集落が主体となった捕獲体制のための技術的・経済的支援及び指導</li> <li>・侵入防護柵との一体整備も含めた緩衝帯(バッファゾーン)整備を実施</li> <li>・放任果樹対策など集落環境整備のための技術的・経済的支援及び指導</li> </ul>
令和6 ～ 8年度	ニホンザル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サル用複合柵の設置補助</li> <li>・集落による追い払い体制のための支援及び指導</li> <li>・有効な追い払い実施集落の増加による加害レベルの低減のため、被害集落(農家)による追い払い体制整備のための研修会開催</li> </ul>
令和6 ～ 8年度	ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害防止対策知識の普及と啓発</li> <li>・放任果樹等の伐採</li> <li>・花火・轟音玉等被害防除品の導入による効果的な追い払い</li> </ul>
	ヌートリア ハクビシン アライグマ アナグマ タヌキ イタチ テン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アナグマ、タヌキ、イタチについては、地域住民に対して、被害防止対策知識の普及啓発を行う</li> </ul>

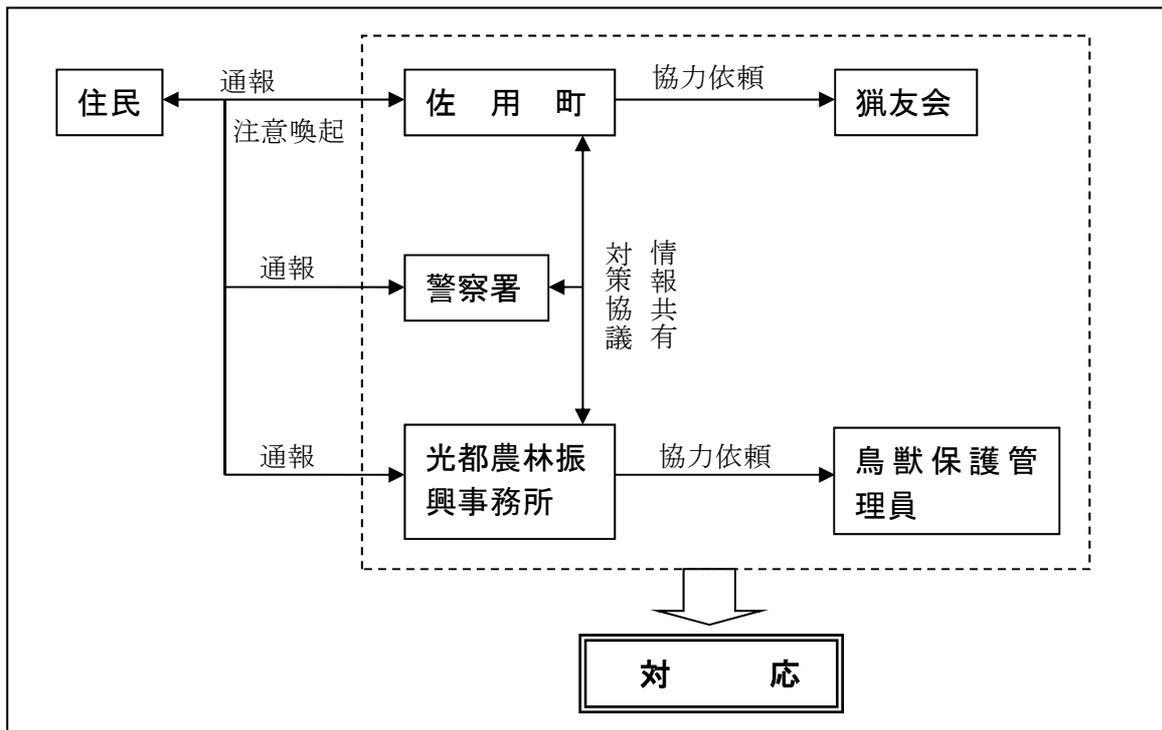
	鳥類（カワウ、カラス）	・被害のある自治会、漁業協同組合等との連携強化
--	-------------	-------------------------

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
佐用町農林振興課	住民への注意喚起、情報収集、連絡調整、追い払い活動、有害捕獲の依頼等
たつの警察署	現場での安全確保、情報収集、連絡調整
佐用郡猟友会	有害捕獲の実施、追い払い活動
光都農林振興事務所	連絡調整、対策指導
兵庫県森林動物研究センター	捕獲の実施（麻酔銃によるものに限る）、捕獲、追い払い活動の指導
自治会	目撃情報の提供、通報、自治会員への注意喚起

## (2) 緊急時の連絡体制



※このフロー図に基づき、毎年度緊急連絡簿を作成する。

### 6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

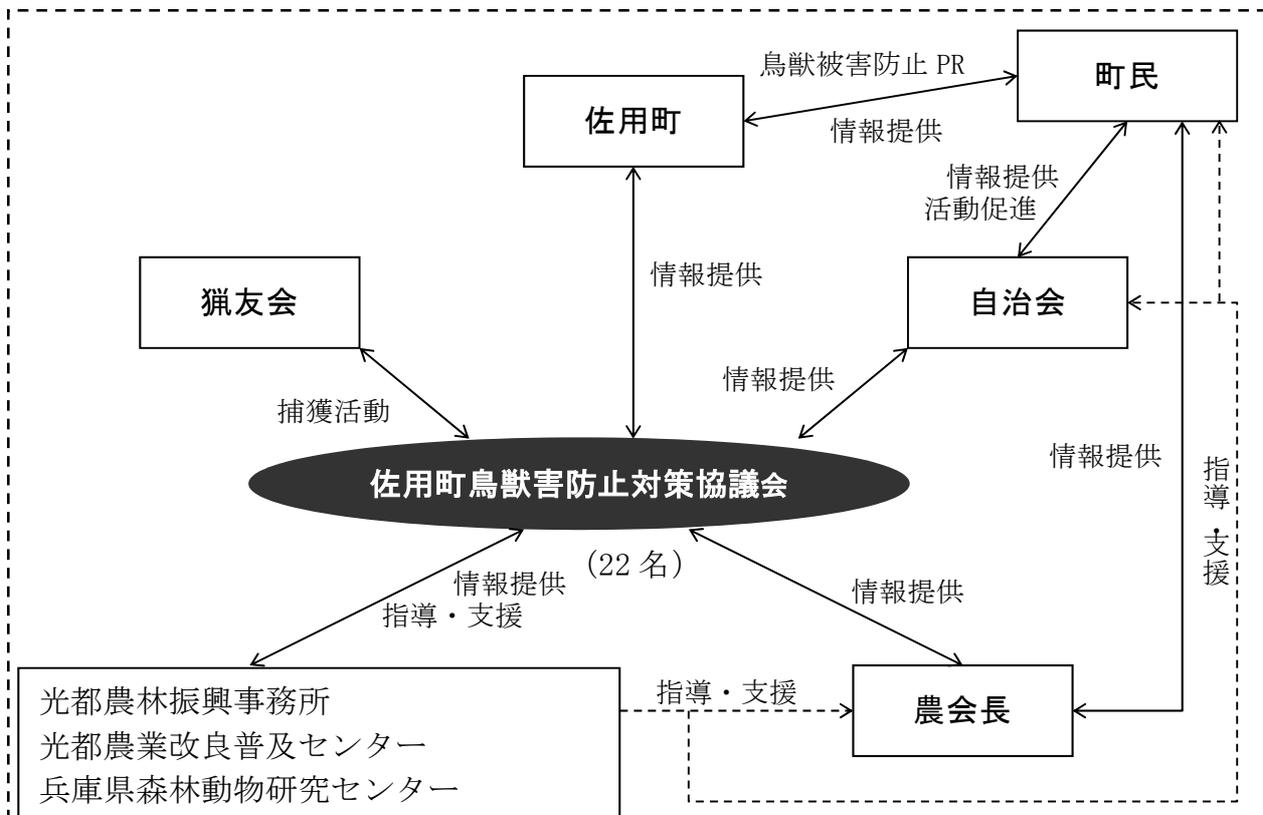
捕獲活動の実施主体である猟友会は、捕獲した鳥獣を鳥獣保護管理法に基づき適切に処分を行う。また、ツキノワグマについては、兵庫県第2期ツキノワグマ管理計画に基づき殺処分した個体については、兵庫県森林動物研究センターで学術研究の資料とする。

### 7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その他有効な利用に関する事項

現在、佐用町商工会青年部をはじめ、町内の団体が捕獲個体の肉を活用した特産品の開発・普及に取り組んでいるため、今後も利活用面への協力に努める。

## 8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1) 被害防止対策協議会に関する事項



被害防止対策協議会の名称	佐用町鳥獣害防止対策協議会 平成21年6月設置
構成機関の名称	役割
佐用町	<ul style="list-style-type: none"> <li>協議会の庶務、連絡調整</li> <li>被害状況調査、被害対策指導など</li> <li>被害防止対策の情報収集</li> </ul>
佐用郡猟友会	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象鳥獣の有害捕獲</li> <li>狩猟免許所持者の増加のための研修会等を開催</li> </ul>
自治会	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害状況の把握と情報提供</li> <li>集落主体の被害対策の実践被害</li> </ul>
農会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害状況の把握と情報提供</li> </ul>
光都農林振興事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>鳥獣被害防止対策、森林整備、生息地管理手法の適切な指導・支援</li> <li>鳥獣被害に関する情報提供、連絡調整</li> </ul>
兵庫県森林動物研究センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>鳥獣の生息状況および個体数の把握・情報提供</li> <li>効果的な鳥獣対策についての助言・指導</li> </ul>
光都農業改良普及センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>農家への鳥獣被害防止対策に関する指導</li> </ul>

## (2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
佐用警察署	・住民の安全確保
兵庫西農業協同組合	・被害状況の情報提供 ・鳥獣被害防止対策に関する指導
佐用郡森林組合	・森林や鳥獣に関する情報提供

## (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

佐用町鳥獣被害対策実施隊の設置（平成24年11月設置）

- ・実施隊員は町職員、佐用郡猟友会の会員、農業者より選出し構成する。  
(10名)

佐用町鳥獣被害対策実施隊の活動内容

- ・ニホンザル・ツキノワグマの追い払い活動、有害捕獲活動、生息状況調査
- ・被害防止関係機関と連携を密にする。
- ・不要果樹の伐採やヤブの刈払いなど、被害防止対策の実施
- ・被害対策の指導

## (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

- ・近隣市町や、県内外の鳥獣被害対策の先進地とも連携し、町と集落が一体となった被害対策を研究し、実践する。
- ・外来生物捕獲等様々な補助制度を活用しながら、捕獲体制を整える。

## 9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

佐用町森林整備計画において、シカ・イノシシを対象鳥獣とした鳥獣害防止森林区域を設定している。被害防止の方法を定め、広域的かつ効果的な森林被害対策を行う。

アジアの各国でアフリカ豚熱（ASF）の発生が確認されており国内への侵入リスクが高まっていることから、狩猟関係者や入山者等に以下の注意喚起を行う。

- ① 肉等を含む食品及びその容器包装を野外で廃棄しないこと
- ② 海外の土等の付着した靴、器具等を野外で使用しないこと
- ③ 家畜飼養農場や畜産関係施設に近寄らないこと及び立ち入らないこと
- ④ 野生いのしし対策の罟や柵がある場所に近寄らないこと
- ⑤ 山林等への立入り及び退出の際の靴底の洗浄・消毒等の交差汚染防止対策を徹底すること

令和3年3月以降、県内各地で、野生イノシシにおける豚熱（CSF）感染が確認されているため、捕獲強化を進めるとともに、感染拡大防止を図るため、捕獲従事者の靴底や車両への消毒などの防疫措置の徹底などに取り組む。

また、野生イノシシにおいて CSF 感染個体が確認された場合、CSF 感染個体確認地点を中心に 10km 圏内の感染確認区域では、捕獲したイノシシの肉は、原則、自家消費に限るとともに、区域外への持ち出さない等の取組の徹底を図る。